

茨木市建設工事等検査要綱等及び

茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱の一部改正について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、調査・設計等の適正な品質確保を目的として、業務の履行過程及び業務成果の確認・評価や、評価項目の標準化に努めることにより、より透明性・客観性の高い採点基準を定め、厳正かつ的確な評価を実施するため、「茨木市建設工事等成績採点基準（業務委託関係）」の一部改正をするとともに、「茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（業務委託関係）」の一部改正を行いました。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、「茨木市建設工事等成績採点基準（工事関係）」の一部改正も行いました。

1. 主な改正内容

○茨木市建設工事等検査要綱等

1) 業務委託成績採点基準について

調査・測量・設計・その他委託 ⇒ 土木（設備）設計委託
測量・地質・調査・計画、その他委託
建築・建築設備設計委託
現場技術（工事監理）委託

に改めました。

※「基礎点65点」とし、加点・減点により評価を行います。

2) 土木工事等、建築工事及び建築設備工事、設備工事の成績採点基準について、「施工体制台帳の作成及び提出」の確認を下請契約金額に関係なく下請契約を締結したときと改めました。

○茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱

1) 竣工・完了検査において成績が不良であったとき（上記業務委託）、成績表の総合調整点が「60点以上63点以下」を「60点以上64点以下」に改めました。

2. 実施期日

平成27年4月1日以降に締結する工事等請負契約から適用します。

3. 改正要綱等

- ・「茨木市建設工事等検査要綱」
- ・「茨木市工事成績評価結果通知・公表実施要綱」
- ・「茨木市請負工事施工体制把握要領」
- ・「茨木市測量・建設コンサルタント等業務委託検査実施基準」
- ・「茨木市建設工事等成績採点基準」
- ・「茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱」等

4. その他

- ・水道部の「茨木市水道部工事検査規程」等についても同様の改正を行いました
- ・改正した要綱、要領、基準については、情報ルームに設置しております。